

愛媛県で適用する最低賃金一覧

使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

この表を職場に掲示してください。

地域別最低賃金			
件名	発効年月日	最低賃金額 1時間	摘要
愛媛県最低賃金	令和4年 10月5日	円 853	県内すべての労働者に適用されます。 (特定最低賃金から適用を除外された産業又は業務には、この最低賃金が適用されません。)

特定最低賃金			
産業名	発効年月日	最低賃金額 1時間	摘要 (注1参照)
パルプ、紙製造業	令和4年 12月25日	円 977	適用除外 (1) 機械すき和紙製造業、手すき和紙製造業、内装用ライナー製造業、建材原紙製造業 (2) 手作業による梱包、レッテルはり、捺印、選別又は検査の業務に主として従事する者 (3) 炊事、湯茶の給仕、守衛又は雑役の業務に主として従事する者
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	令和4年 12月25日	円 963	適用除外 (1) 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業 (2) バリ取り・溶接かす取り、洗浄、さび若しくは傷の防止のための塗装、検数、包装又は手作業による機械部品の組立ての業務に主として従事する者 (3) 中子の造型、卓上ボール盤による穴あけ又はプレスによる打抜き業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	令和4年 12月25日	円 947	適用除外 (1) 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業 (2) 手作業による検数、選別、包装、袋詰め、箱詰め又は洗浄の業務に主として従事する者 (3) 手作業により又は手工具若しくは小型手持電動工具を用いて行う磨き、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、曲げ又はバリ取りの業務(これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者
船舶製造・修理業、船用機関製造業	令和4年 12月25日	円 985	適用除外 (1) 小物類のサンダーがけ、断熱・防火材(木ぎ装を除く。)の取付け若しくは取外し、パイプ水圧試験の検査補助、パイプ・ゴムホース類の漏れの点検又は足場部材の整備の業務に主として従事する者 (2) 簡単な工具若しくは器具の修理又は消耗品の払出しの業務に主として従事する者
各種商品小売業	令和4年 12月25日	円 854	各種商品小売業とは、衣、食、住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できないもの。 適用除外 倉庫番、レッテルはり、値札付け、包装又は袋詰め業務に主として従事する者

- (注) 1 特定最低賃金の適用を除外された産業又は業務には愛媛県最低賃金が適用されます。
2 地域別最低賃金、特定最低賃金ともに、最低賃金額との比較にあたっては、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与・期末手当など)、時間外労働・休日労働・深夜労働に対する手当、精皆勤手当・通勤手当・家族手当は算入されません。
3 派遣労働者については、派遣先の最低賃金が適用されます。

詳しくはこちらへお問い合わせください。 愛媛労働局 労働基準部 賃金室 089-935-5205
 松山労働基準監督署 089-917-5250 新居浜労働基準監督署 0897-37-0151
 今治労働基準監督署 0898-32-4560 八幡浜労働基準監督署 0894-22-1750
 宇和島労働基準監督署 0895-22-4655

ウェブで最低賃金がチェックできます。

最低賃金制度 検索

最低賃金に関する特設サイト
<http://pc.saiteichingin.info/>

進めましょう！！ 働き方改革

ウィズコロナ、アフターコロナ時代の
新しい働き方が求められています。

中小企業・小規模事業者等が抱える雇用管理改善などの課題に対応するため、「愛媛働き方改革推進支援センター」において、専門家による各種支援サービスを実施しています。

お気軽にご利用ください！！



専門家の
企業訪問
による相談支援

相談
無料

各種団体等における
セミナー開催

来所・電話相談による
個別相談

秘密
厳守

商工団体における
出張相談

愛媛働き方改革推進支援センター

〒790-0067 愛媛県松山市大手町2丁目5-7 愛媛県法人会連合会会館1階
フリーダイヤル 0120-005-262 メール hataraki1@csc-ehime.jp
受付時間 / 9時～17時（土・日・祝日・12月29日～1月3日を除く）

FAX申込書	FAX 089-913-5502
ご相談内容（希望する項目を☑・複数チェック可）	
時間外労働の削減、上限規制について 正規・非正規労働者の不合理な待遇改善 人材確保に向けた労務管理の改善 働き方改革にともなう助成金の利用 年次有給休暇の取得促進	テレワーク・時差出勤等多様な働き方について 就業規則・各種規定の見直し ハラスメント防止対策の進め方 賃金制度の見直し（職務分析・職務評価） その他（ ）
事業所名	業種
住所	出席者（役職）
TEL	従業員
メールアドレス	正社員： 名（非正規 名）